

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">私立高等学校設置等認可審査基準の解釈及び運用方針</p> <p>私立高等学校設置等認可審査基準（以下「審査基準」という。）による審査の具体的取り扱いについては、次に定めるところによる。</p> <p>1～8 略</p> <p>9 事業計画及び収支予算について（審査基準第2の11関係）<br/>           完成年度の事業活動収支予算は、<u>経常収支差額比率</u>（<u>経常収入－経常支出</u>）／<u>経常収入</u>×100）が原則として10パーセント以上であること。なお、<u>経常支出</u>は、<u>教育活動支出</u>及び<u>教育活動外支出</u>の合計金額を表し、<u>経常収入</u>は<u>教育活動収入</u>及び<u>教育活動外収入</u>の合計金額を表す（以下同じ）。</p> <p>10 設置経費について（審査基準第2の13関係）<br/>           （1）～（11）略<br/>           （12）「財務状況が良好」とは、過去3年間のそれぞれの年度の<u>経常収支差額比率</u>がいずれも10パーセント以上である場合をいう。<br/>           （13）略</p> <p>11～16 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>私立高等学校設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、平成10年3月17日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>私立高等学校設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、平成29年3月28日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 私立高等学校設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>2 この解釈及び運用方針は、当分の間、「私立高等学校通信制課程設置等認可審査基準」による審査の具体的な取り扱いとして、特段の定めがある場合を除き、適用する。</p> | <p style="text-align: center;">私立高等学校設置等認可審査基準の解釈及び運用方針</p> <p>私立高等学校設置等認可審査基準（以下「審査基準」という。）による審査の具体的取り扱いについては、次に定めるところによる。</p> <p>1～8 略</p> <p>9 事業計画及び収支予算について（審査基準第2の11関係）<br/>           完成年度の事業活動収支予算は、<u>経常収支差額比率</u>（<u>経常支出－経常収入</u>）／<u>経常収入</u>×100）が原則として10_____以上であること。なお、<u>経常支出</u>は、<u>教育活動支出</u>及び<u>教育活動外支出</u>の合計金額を表し、<u>経常収入</u>は<u>教育活動収入</u>及び<u>教育活動外収入</u>の合計金額を表す（以下同じ）。</p> <p>10 設置経費について（審査基準第2の13関係）<br/>           （1）～（11）略<br/>           （12）「財務状況が良好」とは、過去3年間のそれぞれの年度の<u>経常収支差額比率</u>がいずれも10_____以上である場合をいう。<br/>           （13）略</p> <p>11～16 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>私立高等学校設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、平成10年3月17日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>私立高等学校設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、平成29年3月28日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p style="text-align: center;">_____</p> |